

○厚生労働省告示第二十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年二月一日から適用する。

平成三十年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
第三	先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三	先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一	削除	一	パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにS-1内服併用療法 腹膜播種又は進行性胃がん(腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る。)
二(八)八十	(略)	二(八)八十	(略)
八十一	術後のアスピリン経口投与療法	八十一	下部直腸を除く大腸がん
ステージがⅢ期であつて、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)		(新設)	
八十二	TRPV2阻害薬経口投与療法	八十二	心不全(十三歳以上の患者に係るものであつて、筋ジストロフィーによるものに限る。)